群馬大学大学院理工学府放射線障害予防規程

平成26. 4. 1 制定 改正 平成元. 8.22 令和 2.11. 1 令和 5. 4. 1

(目 的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「規制法」という。)、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「規制法施行規則」という。)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及び電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。)に基づき、群馬大学理工学部及び大学院理工学府(以下「理工学府」という。)における放射性同位元素等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 「放射性同位元素等」とは、放射性同位元素(放射線を発生する同位元素及びその 化合物並びにこれらの含有物(機器に装備されているこれらのものを含む。)で、 放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制庁が定める 数量(以下「下限数量」という。)及び濃度を超えるもの。)、放射線照射装置、 放射線の照射器具、放射性同位元素装備機器、放射線発生装置(100万電子ボルト未 満の電子線及びエックス線を発生する装置を含む。以下同じ。)及び放射性同位元 素によって汚染された物をいう。
 - (2) 「予防委員会」とは、群馬大学大学院理工学府放射線障害予防委員会をいう。
 - (3) 「安全委員会」とは、国立大学法人群馬大学放射線安全委員会をいう。
- (4) 「施設」とは、理工学府の放射性同位元素等を取り扱う施設をいう。
- (5) 「学部等」とは、各学部、各研究科、理工学府、生体調節研究所、医学部附属病院、各機構、総合情報メディアセンター、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターをいう。
- (6)「学部等の長」とは、前号各学部等の長をいう。
- (7)「他学部等」とは、理工学府以外の学部等をいう。
- (8) 「主任者」とは、放射線取扱主任者をいう。
- (9) 「代理者」とは、放射線取扱主任者の代理者をいう。
- (10) 「放射線業務従事者」とは、放射性同位元素等を取り扱う業務に従事する者及び管理又はこれに付随する業務に従事するために第6条に定める管理区域に立ち入る者をいう。

(11) 「一時立入者」とは、見学等の目的で主任者の許可を得て第6条に定める管理区域 に一時的に立ち入る者をいう。

(組 織)

- 第3条 第1条の目的を達成するため、理工学府に別表の組織を置く。
- 2 予防委員会は、理工学府における放射線障害の防止及び安全に関する具体的事項について審議するものとし、その組織及び運営については群馬大学大学院理工学府放射線障害予防委員会規程に定める。

(主任者等)

- 第4条 理工学府長は、放射線障害の防止について総括的な監督を行わせるため、規制法 第34条の規定により放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、予防委員会の議を 経て主任者を選任しなければならない。
- 2 理工学府長は、選任した主任者に対し、選任後1年以内(ただし、主任者選任日の前 1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内)に定期講習を受けさ せなければならない。
- 3 理工学府長は、前項の講習を受けさせた主任者に対し、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内ごとに定期講習を受けさせなければならない。
- 4 主任者は、理工学府における放射線障害の防止に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 予防規程等の制定及び改廃に参画すること。
- (2) 放射線障害の防止上重要な計画立案に参画すること。
- (3) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 予防委員会の開催の要求に関すること。
- (6) 理工学府長に対する放射線障害の防止についての意見具申に関すること。
- (7) 関係者への助言、勧告及び指示に関すること。
- (8) 放射線業務従事者及び一時立入者に対する監督及び指示に関すること。
- (9) 施設の設備維持及び管理に関すること。
- (10) 異常及び事故の原因調査に参画すること。
- (11) 関係法令に基づく申請、届出及び報告の審査に関すること。
- (12) 放射性同位元素等の使用状況及び施設,帳簿及び書類等の監査に関すること。
- (13) 立入検査の立会いに関すること。
- (14) その他放射線障害の防止に関する必要な事項
- 5 理工学府長が必要と認めたときは、主任者を補佐させるため、放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、予防委員会の議を経て放射線取扱副主任者(以下「副主任者」という。)を置くことができる。主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができない時、副主任者がその期間中その職務のすべてを代行する。
- 6 理工学府長は、主任者及び副主任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中職務を代行させるため、規制法第37条の規定により放

射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、予防委員会の議を経て代理者を選任しな ければならない。

- 7 理工学府長は、主任者、副主任者及び代理者を選任又は解任したときは、その旨を学長に報告しなければならない。なお、30日以上主任者及び副主任者が職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理者の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
- 8 理工学府長は、主任者の職務を補佐させるため、放射性同位元素等の取扱いに関し、 十分な知識及び技能を有する者のうちから、放射線取扱主任者の補佐(以下「主任者補 佐」という。)を選任しなければならない。
- 9 理工学府長は、放射線業務従事者の健康を管理するため、健康管理責任者及び健康管理担当者を指定しなければならない。
- 10 理工学府長は,施設の点検・整備を行わせるため,施設管理責任者及び施設管理担当者を指定しなければならない。なお,施設管理担当者は,主任者及び放射線施設責任者との連携を密にし、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 施設の保守管理及び設備の運転・保守管理
 - (2) 給排気設備,給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
 - (3) 作業環境の保全
 - (4) 排水設備の運転
 - (5) 排気設備の運転
- (6)空調設備の運転
- (7) その他施設・設備の維持及び管理に必要な業務
- 11 前2項に定める健康管理責任者及び施設管理責任者については、国立大学法人群馬大 学教職員安全衛生管理規則別表第1に定める安全衛生管理者及び安全管理者をもって充 てるものとし、健康管理担当者及び安全管理担当者は理工学府長が指名するものとす る。
- 12 理工学府長は、エックス線作業主任者の資格を有する者のうちから第6条第1項に規定する管理区域ごとにエックス線作業主任者を置くものとする。エックス線作業主任者の職務は電離則第47条に定めるものとする。
- 13 理工学府長は放射線管理に関する業務を総括するために、放射線施設に安全管理責任者を指定しなければならない。安全管理責任者は総括した結果を主任者及び理工学府長に報告しなければならない。
- 14 理工学府長は放射線管理業務を行うため、安全管理担当者を指定しなければならない。安全管理担当者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、次の業務を行う。
 - (1) 管理区域に立ち入る者の入退域,放射線被ばく及び放射性汚染の管理
 - (2) 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
 - (3) 放射線測定機器の保守管理
 - (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
 - (6) 放射性廃棄物の保管管理及びそれらの処理に関する業務

- (7) 上記(1)~(6) に関する記帳・記録の管理
- (8) その他放射線障害防止に必要な業務

(放射線業務従事者の登録)

- 第5条 放射線業務従事者は、業務に従事する前に所定の様式により、理工学府長に登録 の申請をしなければならない。
- 2 理工学府長は、前項の申請に基づき、予防委員会の議を経て登録する。
- 3 理工学府長は、他学部等の者を放射線業務従事者として登録した場合は、その旨を登録者の所属する学部等の長に通知するものとする。
- 4 登録の有効期限は、登録した年度限りとする。
- 5 放射線業務従事者は,第10条に定める教育訓練及び第11条に定める健康診断を受けなければならない。

(管理区域)

- 第6条 理工学府長は、放射線障害を防止するため、放射線障害の発生するおそれのある 場所を管理区域として指定しなければならない。
- 2 理工学府長は、管理区域を指定したときは、その旨を学長に報告しなければならない。

(遵守等の義務)

- 第7条 放射線業務従事者及び一時立入者は,主任者が放射線障害の防止のために行う指示を遵守しなければならない。
- 2 理工学府長は、主任者及び予防委員会がこの規程に基づいて行う意見具申を尊重しなければならない。

(取扱基準)

第8条 放射性同位元素等の取扱い及び管理については,群馬大学大学院理工学府放射性 同位元素等取扱基準を別に定める。

(測 定)

- 第9条 理工学府長は、規制法第20条及び電離則第53条の規定により管理区域等における 放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を行い、その結果を評価し記録し なければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価す るものとする。
- 2 理工学府長は、測定結果に異常を認めたときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。
- 3 理工学府長は、放射線業務従事者及び一時立入者に対して適切な放射線測定器を着用 させ、個人被ばく線量当量を測定し、その結果を記録して保存しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の実施については、群馬大学大学院理工学府放射線測定実施要領を 別に定める。

(教育訓練)

- 第10条 理工学府長は、放射線業務従事者及び一時立入者に対し、この規程の周知を図る ほか、規制法第22条の規定により放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓 練を実施しなければならない。
- 2 教育及び訓練については、群馬大学大学院理工学府放射線業務従事者等教育訓練実施 要領を別に定める。

(健康診断)

- 第11条 理工学府長は、放射線業務従事者に対し、規制法第23条及び労働安全衛生法第66 条の定めるところにより健康診断を実施しなければならない。
- 2 健康診断の実施については、群馬大学大学院理工学府放射線業務従事者健康診断実施 要領を別に定める。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

- 第12条 理工学府長は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者及び産業医と協議の上、その程度に応じて管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止及び配置転換等健康の保持に必要な措置を取らなければならない。
- 2 理工学府長は業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合 には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければなら ない。
- 3 理工学府長は,第1項及び第2項に基づき行った措置について,安全委員会及び学長 に報告しなければならない。

(記帳及び保存)

- 第13条 理工学府長は、規制法第25条第1項、規制法施行規則第24条の定めるところにより放射性同位元素等の使用、保管、運搬、譲渡、点検、受入・払出、教育訓練及び自主点検調査票等の帳簿を備え記帳しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、次の各号のとおりとする。
- (1)使用
- (2) 保管
- (3) 運搬
- (4)廃棄
- (5)譲渡
- (6) 放射線施設の点検
- (7)受入・払出
- (8) 第10条の教育及び訓練
- 3 帳簿に記載すべき項目については、群馬大学大学院理工学府放射性同位元素等取扱基準に定める。
- 4 第1項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉

鎖し、5年間保存しなければならない。

(施設管理等)

- 第14条 理工学府長は,施設の管理状況及び放射性同位元素等の取扱い状況について定期 的に点検を実施しなければならない。
- 2 点検の実施及び整備等については、群馬大学大学院理工学府放射線取扱施設維持管理 細則(以下「維持管理細則」という。)を別に定める。

(災害時の措置)

- 第15条 地震,火災その他災害が発生したことにより,放射線障害が発生又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)は,次の各号に定めるところにより措置しなければならない。
 - (1) 災害時には、理工学府で定める災害時の連絡通報体制に従い、直ちにその旨を理工 学府長に報告しなければならない。
 - (2) 理工学府長は、前号の報告を受けたときは、直ちに放射線業務従事者等に対して避難するよう警告し、関係者以外の者を立入禁止するとともに放射線同位元素による汚染の拡大の防止及び除去する等規制法第33条の規定に基づき、次号に掲げる応急の措置を講じなければならない。
 - ア 火災が発生した場合,消火又は延焼の防止に努めるとともに,直ちに主任者及 び管理担当係あるいは守衛所に通報すること。
 - イ 放射線汚染が生じた場合は、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。
 - ウ 放射性同位元素を必要に応じて他の安全な場所に移し、その周辺に縄張り、標識 等を設けるとともに、見張人を付けること。
 - エ その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- 2 理工学府長は、非常事態が発生した場合は、維持管理細則に基づく、点検を実施しなければならない。
- 3 理工学府長は、第1項第1号の報告を受けたときは、各関係機関に通報するととも に、非常事態の状況、その措置及び第2項の点検結果について、遅滞なく、その旨を学 長を経由して原子力規制委員会に届け出しなければならない。

(危険時の措置)

- 第16条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある事態が発生した場合、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。
- (1)発見者は、理工学府で定める災害時の連絡通報体制に従い、直ちにその旨を理工学 府長に報告しなければならない。
- (2) 理工学府長は、前号の報告を受けたときは、直ちに放射線業務従事者等に対して避難するよう警告し、関係者以外の者を立入禁止するとともに放射線同位元素による 汚染の拡大の防止及び除去する等規制法第33条の規定に基づき、前条第1項第2号に 掲げる応急の措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故等により,通報を受けた主任者は,直ちに理工学府長,関係者及び関係機

関に連絡しなければならない。

- 3 主任者は前項の点検報告及び講じた応急措置について理工学府長に報告しなければな らない。
- 4 理工学府長は災害時に緊急作業に従事した者に対して,第12条と同様の措置を受けさせなければならない。

(異常時の報告)

- 第17条 次の各号に掲げる異常事態を発見した者は、直ちに理工学府長に報告しなければならない。
 - (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じた場合
 - (2) 放射性同位元素等が異常に漏えいした場合
 - (3) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあった場合
- (4) 前各号のほか放射線障害が発生又は発生するおそれのある場合
- 2 理工学府長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその状況及びそれに対する措置に ついて学長に報告しなければならない。
- 3 理工学府長は、第1項の報告を受けたときは、直ちにその旨を学長を経由して原子力 規制委員会に報告するとともに、所轄労働基準監督署長等関係機関に通報しなければな らない。
- 4 理工学府長は,異常事態発生後10日以内に発生後講じた措置について,学長を経由して原子力規制委員会に報告しなければならない。

(情報提供)

- 第18条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、理工学府長は学長に報告した上で、大学ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、広報本部に問合せ窓口を設置するものとする。
- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容(以下「情報提供 内容」という。)は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等による事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類,性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策
- (7) その他理工学府長が定める事項
- 3 主任者は情報提供内容について,予防委員会の協議を経て決定し,理工学府長に報告 することとする。

(定期報告)

- 第19条 理工学府長は、毎年4月1日からその翌年3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、学長に報告しなければならない。
- 2 理工学府長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に学長を経由して原子力規制委員会に提出しなければならない。

(雑 則)

- 第20条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の予防に関し必要な事項は、予防委員会が定める。
- 2 理工学府は、前項の規定によりこの規程及び内規等を制定又は改廃したときは、その旨を学長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、予防委員会及び大学院理工学府教授会の議を経て理工学府長が行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

